

令和4年度 一級建築士定期講習 修了考査問題（例）

【建築基準法】

- 問 1 建築基準関係規定には、建築基準法令の規定によるもの、建築基準法施行令第9条で定めるもの、みなし規定によるものがある。
- 問 2 階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の設備設計を行う場合、設備設計一級建築士の関与が必要である。
- 問 3 大規模の修繕とは、建築物の「構造耐力上主要な部分」の一種以上について行う過半の修繕を行うことをいう。
- 問 4 鉄骨造で地階を除く階数が4以上の建築物については、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の対象となる。
- 問 5 建築物エネルギー消費性能基準に適合義務のある建築物の確認済証の交付を受けるには、建築物エネルギー消費性能適合判定通知書又はその写しを、確認申請をした建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。
- 問 6 建築物エネルギー消費性能基準に適合義務のある建築物の工事完了検査では、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかは、検査の対象ではない。
- 問 7 確認申請の審査において、認定型式に適合する建築材料を用いる建築物は、審査項目から一部の規定が省略される。
- 問 8 中間検査は、特定工程の配筋の検査であることから、建築物の配置等についての検査は行わない。
- 問 9 特定行政庁は、違反建築物の規定による命令を行った場合には、命令に係る者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。
- 問 10 建築基準法令の施行又は適用の際現に存するこれらの規定に適合していない建築物（既存不適格建築物）には、原則として、当該法令の規定は適用しない。
- 問 11 建築主事等は、確認審査等にあたって、「確認審査等に関する指針」に従わなければならない。

【都市計画法】

- 問 12 開発許可制度は、線引き制度を担保し、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を目的としている。

【バリアフリー法】

- 問 13 床面積2,000㎡以上、かつ50室以上のホテル又は旅館の建築時に義務付けられる、車椅子利用者用客室の設置数については、建築する客室総数の5%以上とする。

【消防法】

- 問 14 多数のものが出入り、勤務し、又は居住する防火対象物には、消防用設備を設置し、維持しなくてはならない。

【建築物省エネ法】

- 問 15 建築主は、非住宅部分の床面積が300㎡以上の建築物の新築等をしようとするときは、原則として、当該建築物を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

【リサイクル法】

- 問 16 分別解体等実施義務のある建築物の解体工事は、その床面積の合計が50㎡以上のものである。

【最近の改正動向】

- 問 17 敷地内に通路を設けなければならない建築物のうち、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満の建築物については、敷地内の通路の幅員を90cm以上確保すればよい。
- 問 18 建築確認申請時に必要な図書において、建築基準法施行令第121条の2の適用を受ける直通階段で屋外階段が木造である場合は、当該屋外階段の構造及び防腐措置等の図面を添付しなければならない。

【建築士法】

- 問 19 建築士は、設計を行う場合においては、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うよう努めなければならない。
- 問 20 建築士事務所を管理する建築士は、当該建築士事務所に属する他の建築士が設計を行った建築物の設計図書について、管理建築士である旨の表示をして記名をしなければならない。

令和4年度 一級建築士定期講習 修了考査問題（例）

- 問 21 建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘するとともに、建築主及び建築主事に報告しなければならない。
- 問 22 建築士は、建築基準法、建築士法等の規定に違反する行為について、相談に応じてはならない。
- 問 23 建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとする場合においては、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士等をして、所定の事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。
- 問 24 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の業務に関する事項を記載した帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、当該閉鎖をした日の翌日から起算して10年間当該帳簿を保存しなければならない。
- 問 25 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の業務の実績、当該建築士事務所に属する建築士の氏名及び業務の実績等を記載した書類を、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

【建築設備】

- 問 26 日本の住宅を含む建築分野からのエネルギー起源温室効果ガスの排出は、全排出量の約3分の1である。
- 問 27 日本の浴室・脱衣室は冬季でも寒くないので、このままの状態でも問題はない。
- 問 28 温熱環境の6要素は、空気温度、放射温度、気流、湿度、代謝量、着衣量である。

【建築構造】

- 問 29 木造住宅において、品確法の耐震等級は建築基準法より高い耐震性能の評価を行っている。
- 問 30 木造建築において、住宅用流通製材、中断面集成材として、部材長さは、3m、4m、6mの材が主に流通している。
- 問 31 木造建築において、壁量計算は戸建て木造住宅を前提とした仕様の建物、積載荷重を前提しているため、大規模な非住宅建築では、実況にあわせた追加検討を行うことが望ましい。
- 問 32 CLT（直交集成板）は、CLTパネル工法のみで用いることが可能であり、木造軸組工法建築物にCLTを用いることはできない。

【建築士の職能、倫理、責任、建築紛争など】

- 問 33 職能とは、特定の分野における職業上の能力や職務の果たす機能（役割）などを指していると考えられるが、建築士は建築づくりの専門家である職能人として、自己研鑽に励み、高い倫理性を保持すべきであるという意識や自覚のもとに行動する必要がある。
- 問 34 現代では、専門分野で専門知識やノウハウと一体となった倫理的思考を「職業倫理」と呼び、建築士は高い倫理性を保ちながら、建築設計などの高度な専門性を必要とする業務においては、常に委託者等への説明責任を求められている。
- 問 35 建築士が業務で負う法的責任には公法上の責任と私法上の責任（民事責任）があると考えられるが、一般に一人の建築士がこれらの責任を両方同時に追うことはないとされている。
- 問 36 裁判所の判決によらない紛争解決手段を一般にADRと呼び、民事裁判が公開で専門家の立会が無いのに比して、ADRの審理は非公開で、建築士などの専門家が立ち会い、費用や時間も裁判に比して小さく済むという利点がある、とされている。

【設計及び工事監理の実務と動向】

- 問 37 建築士法では、一定の建築物の「設計及び工事監理」以外にも建築士法第21条に規定する建築工事の指導監督の業務などを建築士でなければ行うことが出来ない独占業務として規定している。
- 問 38 業務報酬基準の告示による「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務」とは、設計者が工事施工段階で行う設計意図の伝達業務のことである。
- 問 39 我が国では、一定の建築物においてこの工事監理を行う工事監理者を置くのは、建築基準法によって建築主の義務とされている。
- 問 40 業務報酬基準の告示は、建築士が行う設計等の業務の報酬について、国が標準的な報酬を定める基準を告示という形で示しており、強制力（法的拘束力）を持っていることから、建築士や建築主にとっても重要な告示とされる。